

障害者（児）施設防犯対策事業補助金について（追加協議の実施）

品川区では、民間の区内障害者（児）施設に対して、防犯設備の設置に係る費用の一部を補助します。

○ 対象事業所

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（通所サービスおよびグループホーム）
- ・ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所

○ 対象となる経費および金額

費用区分	補助金額
110番直結非常通報装置を設置するための工事（※）	300,000円
防犯カメラ・カメラ付インターフォンを設置するための工事（※）	1,200,000円
人感センサー・センサーライト等を設置するための工事（※）	100,000円

※ 工事を伴う防犯設備の設置が対象です。カメラの購入のみ等、備品購入については補助の対象外となります。

○ 補助協議

申請にあたっては、下記の担当あて協議が必要となります。

※ 第1回協議は締め切りました。

平成29年10月26日より第2回協議を実施します。

○ 補助金実施スケジュール（追加協議分）

11月24日…第2回補助協議×切

11月24日～12月15日…第2回申請受付

12月下旬～1月…交付決定

工事完了後、実績報告に基づき補助金を交付します。

○ 問い合わせ先・担当

品川区 福祉部 障害者福祉課 障害者福祉係

電話：03-5742-6707

FAX：03-3775-2000

e-mail：shofuksh@city.shinagawa.tokyo.jp